

# ●●ご利用ください。福祉のサービス●●

## 福祉手当

支給要件に該当する方は、4月28日迄に手続きをしてください。

### ★支給要件

4月1日現在本町に住所を有する在宅者で

- 身体障害者手帳（1～2級）
- 療育手帳（A・B）
- 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）

所持者

### ★手当の額

区分		20歳未満	20歳以上
身体障害者	1級	20,000円	12,000円
	2級	20,000円	8,000円
療育手帳	A	20,000円	12,000円
	B	20,000円	8,000円
保健福祉手帳	1級	20,000円	12,000円
	2級	20,000円	8,000円
	3級	20,000円	8,000円

## はり・きゅう施術費

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用ください。

### ★支給要件

本町に引き続き3ヶ月以上住所を有し、住民登録がある者（国民健康保険加入者を除く。）

### ★助成額

区分	助成額
はり術	1回につき600円
きゅう術	1回につき600円
はり・きゅう術併用	1回につき600円

※ただし1人1日1回とし、1ヶ月に8回以内の利用とする。

★申請により受給者証を発行します。使用期限は年度末です。毎年更新手続きをしてください。

★年度途中で国民健康保険に加入された場合は、受給者証をお返しくください。

※転出された場合は、無効となりますので、受給者証・利用券はお返しくください。

## 福祉タクシー利用券

受付は常時行っていますので、該当する方はご利用ください。

### ★対象者

- 本町内に住所を有する在宅者で
- 身体障害者手帳（1～3級）所持者
- 療育手帳所持者
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 75歳以上でひとり暮らしの方
- 両人とも75歳以上でふたり暮らしの方

### ★助成額

基本運賃相当額を助成

★申請により利用券（24枚）を交付

★透析を受けている方には申請により再交付（必要回数）

★身体障害者で、定期的に通院される方には申請により24枚再交付（町の様式による医師の証明を受けてください。）

★使用期限は年度末です。

【ご不明な点は、三隅町役場住民課社会係にお問い合わせください。】 ☎ 43-0211

## 乳幼児医療制度の改正について

～平成12年4月1日から～

この制度は、これまで3歳未満児（歯科は義務教育就学前児）の医療費を助成するものだったが、

**入院** についての対象年齢が、

**「義務教育就学前」までに拡大されます。**

この制度には、所得制限があります。

（父母の町民税所得割額 82,300円以下の世帯）

【問い合わせ先】 保健課高齢福祉係

☎ 43-0221（内線115）

わけてください あなたのやさしさ

## 献 血 に ご 協 力 を

皆さんの無償の善意によっていただいた血液は、輸血用として使われるほか、血漿分画製剤として使われています。

現在、血漿分画製剤は外国からの輸入に依存している状況にあり、医療に必要な輸血用血液・血液製剤を献血により確保するためには、より多くの方々のご協力が必要です。

三隅町では、下記の日程で献血を行います。ご協力をお待ちしています。

期 日 4月13日(木)

受付時間及び会場

○午前9時00分～11時30分 三隅町役場

○午後1時～3時30分 山口福祉専門学校

献血種類 全血（200ml・400ml）

採血基準 16～69才までの男女

※その他の基準については、住民課社会係までお問い合わせください。（☎43-0211）

